

事務連絡
平成21年5月16日

附属学校を置く各国立大学法人担当課
各都道府県私立学校主管課
各都道府県・指定都市教育委員会総務課
小中高等学校を設置する各学校設置会社の学校担当事務局

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

新型インフルエンザに関する対応について（第4報）

本日、国内でも新型インフルエンザの感染事例が確認され、政府行動計画でいう第二段階（国内発生早期）に移行したところです。

これを受け、政府は、本日、新型インフルエンザ対策本部幹事会を開催し、5月1日に決定している政府の「基本的対処方針」を踏まえ、当面講ずべき措置の具体的な内容を決めた「確認事項」を決定しました。

また、文部科学省においても、同日、文部科学省新型インフルエンザ対策本部作業部会を開催し、今後の具体的な方針について協議しました。

については、厚生労働省の新型インフルエンザに関する情報や外務省の渡航関連情報にも御注意いただくとともに、「基本的対処方針」及び「確認事項」等に基づき、特に、患者や濃厚接触者が活動した地域等においては、下記の点に留意するなど、適切に対応くださるようお願いします。

国立大学法人におかれましては各附属学校に対して、都道府県教育委員会におかれましては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校・各種学校を含む。）、社会教育施設、社会体育施設、文化施設に対して、都道府県私立学校主管課におかれましては所轄の学校（専修学校・各種学校を含む。）等に対して、周知をお願いします。

文部科学省としては、今後とも情報収集及び提供に努めてまいりますので、今後の動向に御注意くださるようお願いします。

なお、都道府県保健部局等が行う学校の臨時休業の開始時期の要請については、従来のガイドラインを弾力的、機動的に運用するものとされていますが、都道府県保健部局等から学校の臨時休業の要請があった場合の学校の設置者の対応については、従来からお示ししている「新型インフルエンザに関する文部科学省行動計画」や5月1日付け事務連絡「新型インフルエンザに関する対応について（第2報）」等と変更ありませんので、念のため申し添えます。

記

- 1 外出に当たっては、人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、マスク着用、咳エチケットの徹底、うがい等を呼びかけること。
- 2 学校においては、時差通学、自転車通学等を容認するなど児童生徒等の感染機会を減らすための工夫を検討すること。
- 3 集会、スポーツ大会等については、一律自肅要請は行わないが、主催者に対し、感染の広がりを考慮し、当該集会等の開催の必要性を改めて検討するとともに、感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請すること。
- 4 都道府県保健部局等から学校の臨時休業の要請があった場合、学校の設置者は、必要に応じて要請を行った都道府県保健部局等と相談しつつ、臨時休業の開始時期及び対象校等を検討し、これらの措置が適切に講じられるようにすること。

なお、政府の「確認事項」においては、次に掲げる考え方により、都道府県保健部局等から学校の設置者に対し、臨時休業を要請するとされていることに留意願います。

 - (1) 学校（大学を除く。以下同じ。）については、児童生徒等を通じて感染源となりやすいことから、発生した患者が学校に通う児童生徒等である場合、人口密度や生活圏域等を考慮しつつ、原則として、市区町村の一部又は全域、場合によっては都道府県全域の学校の臨時休業を要請する。
 - (2) 発生した患者が児童生徒等以外である場合であっても、二次感染が生じ、さらに感染拡大のおそれがあるときは、同様に、学校の臨時休業を要請する。
 - (3) 臨時休業は、基本的には、発生段階が回復期に至るまでは継続することになるが、疫学的情報を踏まえ、各都道府県において1週間ごとに検討を行う。
- 5 学校が臨時休業等の措置を行う必要がある状況にもかかわらず、臨時休業等の措置が講じられない場合、文部科学省が厚生労働省等からの情報等に基づき、当該都道府県教育委員会、附属学校を置く国立大学法人又は私立学校担当の知事部局に対し、臨時休業等の要請を行うことがあり得ること。
- 6 学校の臨時休業等の措置等を講じるに当たっては、患者等やその家族及び接触者に対する差別が起こらないよう十分留意すること。
- 7 臨時休業等の措置を行った学校においては、当該期間中の生活指導、学習指導及び保健指導に十分な配慮がなされること。
- 8 国内の修学旅行等については、臨時休業等の措置を講じている学校等を除き、現段階では一律に自肅を含めた再検討を求める情勢ではないと認識しているが、現在の新型インフルエンザの発生場所や今後の発生動向などを踏まえ、都道府県保健部局等とよく相談し、正確な情報に基づき適切に対応すること。

(参考)

(別紙1) 基本的対処方針（新型インフルエンザ対策本部 平成21年5月1日決定）

(別紙2) 「基本的対処方針」の実施について

（新型インフルエンザ対策本部諮問委員会 平成21年5月16日決定）

(別紙3) 確認事項

（新型インフルエンザ対策本部幹事会 平成21年5月16日決定）

(別紙4) 「確認事項」Q&A

(別紙5) 新型インフルエンザ対策行動計画等（抜粋）

(別紙6) 学校保健安全法（抜粋）

○文部科学省新型インフルエンザ電話相談窓口

対応時間：午前9時～午後6時30分（平日、休日ともに）

電話番号：03-6734-2957

○参考ホームページ

（首相官邸ホームページ）

<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/index.html>

（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakku-kansenshou04/index.html>

（外務省ホームページ）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

（文部科学省ホームページ）

http://www.mext.go.jp/a_menu/influtaisaku/

【本件連絡先】

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○学校保健・その他：スポーツ・青少年局学校健康教育課保健指導係（内2918）

○国内修学旅行：初等中等教育局児童生徒課生徒指導調査分析係（内3057）

○海外修学旅行・高校生留学・帰国児童生徒の受入れ：初等中等教育局国際教育課
国際理解教育係（内3562）

○国立大学附属学校：高等教育局大学振興課教員養成企画室教育大学係（内3498）

○私立学校：高等教育局私学部私学行政課法規係（内2532）

○専修学校・各種学校：生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校第一係（内2939）

○社会教育施設：生涯学習政策局社会教育課法規係（内2973）

○社会体育施設：スポーツ・青少年局企画・体育課施設係（内2672）

○文化施設：文化庁文化部芸術文化課推進係（内3163）

基本的対処方針

政府は、新型インフルエンザの発生は、国家の危機管理上重大な課題であるとの認識の下、新型インフルエンザへの対策に総力を挙げて取り組むこととし、次の措置を講ずることを決定した。

一．国際的な連携を密にし、諸外国における罹患の状況、

WHOや諸外国の対応状況、新型インフルエンザウイルスの特徴等に関する情報収集に最大限の努力を払い、国民に迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、問い合わせに対し、厚生労働省・外務省や自治体等の相談窓口において適切に対応する。

二．在外邦人に対し支援を行うこと及びウイルスの国内侵入をできる限り防止することを目的として、各國における感染の度合いを勘案し、以下の水際対策を実施する。

(一) メキシコ等発生国への感染症危険情報の発出

(二) メキシコ等発生国の在外邦人に対する情報提供、

タミフルが医療機関から払底した場合の在外邦人への提供等支援の強化

(三) メキシコ等発生国からの邦人の帰国を支援するための諸対策の推進

(四) 検疫・入国審査の強化、空港における広報活動の強化

(五) 必要に応じ、メキシコ等発生国からの入国者に関する査証審査の厳格化

(六) メキシコ等発生国から入国した感染者や感染したおそれのある者に対する隔離・停留及び空港等における警備強化

三. ウイルス株を早急に入手し、検査法の確立、病原性等の解析及びパンデミックワクチンの製造に取り組む。

四. 新型インフルエンザの疑いのある患者の届出があつたことを踏まえ、患者の国内での発生に備え、以下の対策に万全を期する。

(一) 保健・医療分野を始めとする全ての関係者に対する的確な情報提供

(二) 発熱外来の早急な整備

(三) 国内サーベイランスの強化

(四) 疑いのある患者への迅速・的確な医療の提供

(五) 電気・ガス・水道、食料品・生活必需品等の事業

者に対する供給体制の確認や注意喚起

五．国内で患者が発生した場合には、ウイルスの特徴や感染拡大の恐れに応じて、四に加え、弾力的、機動的に以下の措置を講ずる。

(一) 積極的疫学調査の徹底

(二) 患者や濃厚接触者が活動した地域等における感染拡大防止措置の徹底

○ 外出にあたってのマスク着用、うがい、手洗い、咳エチケットの徹底等の呼びかけ

○ 不要不急の外出自粛の要請

○ 時差出勤や自転車・歩行等による通勤の要請

○ 集会、スポーツ大会等の開催自粛の要請

○ 必要に応じ、学校・保育施設等の臨時休業の要請

○ 事業者に対し不要不急の事業の縮小の要請

(三) 抗インフルエンザウイルス薬等の円滑な流通と適切な使用

(四) 医療従事者や初動対処要員等の保護

「基本的対処方針」の実施について

平成21年5月16日
新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会

1. はじめに

本日、新型インフルエンザ（A／H1N1）患者が国内で発生したが、渡航歴もなく、これまでの患者や停留者との接触もないため、地域での感染が始まった可能性が高い。しかも、今回は軽微な症状を呈する感染者が多いので国内での感染拡大のおそれがある。これは、新型インフルエンザウイルスが国内に侵入し、国内における感染の状況が、第2段階（国内発生早期）となったということである。

今回の新型インフルエンザの感染力は、季節性インフルエンザと同様に感染性は強いが、諸外国においては、多くの患者が軽症のまま回復しており、我が国これまでに確認された4名についても同様であった。

治療については、抗インフルエンザウイルス薬の効果があると報告されている。

しかし、基礎疾患（糖尿病等）のある人たちを中心に重症化する傾向があり、死亡例も報告されている。

以上のことから、

- ① 感染の更なる拡大を防ぐこと。
- ② 特に、基礎疾患のある者など重症化しやすい人が新型インフルエンザに感染して死亡することを防ぐことに努力を集中すべきである。

このため、国、地方自治体、保健医療関係者、国民全員が協力し、

- ① 国内発生早期においては、感染の疑いのある例についてはすべて検査し、感染が強く疑われる場合には、軽症・重症を問わず措置入院し、更なる感染の拡大を防ぐ。
- ② 感染の拡大が進んだ段階においては、多くの軽微な感染者が発生し、医療機関に殺到する可能性がある。したがって、医療機関においては基礎疾患のある人が重症化しないよう医療供給体制の充実と各医療機関の機能の明確化を図ることが重要である。また、軽症の患者については、自宅での療養、医療従事者の訪問、あるいは、発熱外来への受診の徹底により一般の患者と接触しないような工夫など、地域の実情に応じた対応を行う。

専門家諮問委員会としては、現在、知られている新型インフルエンザウイルスの性状等を踏まえ、基本的対処方針の実施に関しては、以下の点について、柔軟で弾力的な運用を行うよう提言する。

2. 社会生活上の取組みについて

以下の各項目については十分に留意し、適切な対応をとるよう、政府は関係者・国民に周知徹底するべきである。

○ マスクの着用等

→ 個人における感染防止策の徹底は極めて重要であり、引き続き手洗い、人混みでのマスク着用、咳エチケットの徹底、うがい等を行う。

※屋外等の解放空間においては、相当な人混みでない限りマスクを着用する意味はない。電車やバスの中等の換気が悪く閉鎖的な空間の中ではマスクを着用することで周囲の人の咳やくしゃみによる飛沫を防ぐ意味がある。また、他の人への咳エチケットとしてマスクを着用することが望ましい。

○ 外出

→ 現時点では一律に外出を控えなくてもよい。個人は、人混みはなるべく避けることなどに引き続き注意する。

○ 通勤・通学

→ 現時点では一律の時差通勤等をしなくてよい。個人は、通学も含め、なるべくラッシュ時を避けるなど、感染機会を減らす努力を行う。また、事業者・学校は、時差通勤・通学を容認するなど、通勤・通学に際して従業員・生徒の感染機会が減るように工夫する。

○ 集会、スポーツ大会等

→ 現時点では一律の自粛は要請しない。主催者は、当該イベントの趣旨・必要性等を勘案し、総合的に判断すること。

○ 学校・保育施設等

→ 患者が学校・保育施設等に通う生徒・児童等の場合、その地域（市町村の一部又は全域、場合によっては都道府県全域）の学校等については臨時休業することを原則とする。ただし、大学については、一律の休業

を要請せず、各大学において感染が拡大しないように努める。

一方、患者が学校・保育施設等に通う生徒・児童等でない場合、2次感染患者が発生し、さらに感染拡大のおそれがある場合には、同様に臨時休業を行う。

また、臨時休業の終了時期については、新型インフルエンザの発生状況に応じ、1週間ごとに検討を行う。

保育施設の休業に際しては、保育所に子供を通わせている従業員の勤務について、事業所は配慮する。

○ 事業者

→ 現時点では一律の事業の縮小については要請しない。事業者は、事業を適切に継続できるようにするとともに、感染ができる限り拡大しない事業運営を行うこととすべきである。

3. 国内発生が見られた後の医療について

＜医療機関への受診＞

○第2段階（国内発生早期）からは、この時期最大の目標として軽症・重症を問わず、すべて検査を行い感染が強く疑われた例はすべて措置入院とし感染拡大しないようにする。同様に重症例の治療に全力を注ぐことが必要である。そのために、発熱や咳などのインフルエンザ様症状が見られた場合には、まず「発熱相談センター」に相談のうえ、「発熱外来」を受診する。

○政府としては国民にこの趣旨を周知徹底し、「発熱相談センター」や「発熱外来」の利用について理解と協力を求める努力をすべきであり、国民も「感染により重症化しやすい人の命を守る」という政府の方針に積極的に協力すべきである。

○第3段階（まん延期）では、多くの軽症例が発生するために、病院における治療は重症例のみに集中すべきである。更にこの時期では新型インフルエンザの患者を指定医療機関だけで治療することは、収容能力の上からも、また、感染防止対策としてもその意義は薄く、一般の医療機関も含め全ての医療機関で新型インフルエンザの治療に対応する。ただし、こうした医療機関では新型インフルエンザとして収容されている患者と他の患者との接触を断つことに十分留意すべきである。

- 多くの軽症患者が一般の医療機関に殺到すれば、基礎疾患があり重症化しやすい人に感染の危険が及ぶことになる。このため、軽症の患者へは、出来るだけ医療機関への受診を控えて、地域の実情にあった方法、例えば自宅で療養するなど協力を求める。その際、自宅待機する患者に対しては、治療薬の宅配、医療関係者の訪問など、地域毎に患者の視点に立った対応が準備されているところもあり、他の自治体もそのような事例を参考にして、患者が協力しやすい医療体制を整備すべきである。また、病院と診療所はそれぞれの役割、及び責任分担を行い、軽症者と重症者の治療に混乱のないよう連携を図るべきである。

<抗インフルエンザウイルス薬>

- 第2段階（国内発生早期）では、感染者に対して治療の目的でタミフル等の抗インフルエンザウイルス薬を投与するが、更に、濃厚接触者やウイルスに暴露した疑いのある医療従事者、初動対応者等に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与が行われる。

- もっとも感染の危険性があるのは患者の同居者であるが、そのほかにも疫学調査で感染の危険性が高いと指摘された者（同じ学校、同じ職場の濃厚接触者など）については患者の行動範囲を考慮して予防投与が行われる。

- 第3段階（感染拡大期）では、抗インフルエンザウイルス薬を治療として使用する事に優先した方が良いため、予防投与は基本的に行われない。ただし、例外として、家族等に感染により重症化しやすい人が含まれる場合等には予防投与があり得る。

- いずれにせよ、感染拡大期以降では、治療に必要な抗インフルエンザウイルス薬が十分確保されることが重要である。予防投与は感染により重症化しやすい人などに例外的に行われるべきであり、この点について国民の理解を深めていくことが必要である。

4. おわりに

新型インフルエンザ対策は、国・自治体・医療関係者・国民が一体となって協力することによりはじめて成果が上げられる。限られた医療資源を効果的に運用するためにも、上記の医療体制について国民の十分理解な理解が得られるよう、国・自治体・医療関係者はあらゆる努力をすべきである。

確認事項

平成21年5月16日

新型インフルエンザ対策本部幹事会

政府は、新型インフルエンザの発生は、国家の危機管理上重大な課題であるとの認識の下、新型インフルエンザへの対策に総力を挙げて取り組むこととし、メキシコでの発生が確認されて以来、情報の収集と提供、在外邦人の支援とウイルスの国内侵入の防止を目的とした水際対策等を実施してきた。

この間に確認された海外の症例等を見ると、今回の新型インフルエンザについては、通常の季節性インフルエンザと同様に感染性は強いが、多くの方が軽症のまま回復したことが確認されている。

しかし、基礎疾患のある者を中心に、重症化する傾向があり、死亡例も報告されている。

本日、新型インフルエンザの患者が国内で確認され、地域における感染が始まった可能性が高いことから、基本的対処方針（平成21年5月1日新型インフルエンザ対策本部決定）を踏まえ、自治体、医療機関、事業

者や関係団体と連携・協力し、国民の協力を得て、当面、次の措置を講ずる。

一．広範な情報収集と国民に対する迅速かつ的確な情報提供を行う。

(一) ウィルスの感染力や病原性、検査方法、感染防止策、治療方法等に関する正確な情報提供を行う。

(二) 国内サーベイランスを強化する。

(三) 問い合わせに対し、発熱相談センターや自治体、厚生労働省や外務省等の相談窓口において適切に対応する。

二．国内での患者発生に対応した医療体制の整備等を早急に進める。

(一) 発熱外来の整備を進める。整備の方法については、各自治体が地域の実情を踏まえ、適切かつ柔軟に判断する。

(二) 抗インフルエンザウィルス薬等の円滑な流通を確保する。

(三) 患者との濃厚接触者や、医療従事者、初動対処要員等のうち感染防止策が不十分なため、ウィルスに暴露した疑いのある者に対し、抗インフルエンザウィルス薬の予防投与を行う。

三．地域や職場における感染拡大を防止するため、患者や濃厚接触者が活動した地域等において、次の措置を講ずる。

- (一) 積極的疫学調査を徹底する。
- (二) 外出に当たっては、人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、混み合った場所でのマスク着用、咳エチケットの徹底、うがい等を呼びかける。
- (三) 事業者や学校に対し、時差通勤・時差通学、自転車通勤・通学等を容認するなど従業員や児童・生徒等の感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。
- (四) 集会、スポーツ大会等については、一律の自粛要請は行わないが、主催者に対し、感染の広がりを考慮し、当該集会等の開催の必要性を改めて検討するとともに、感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。
- (五) 学校（大学を除く。以下同じ。）・保育施設等については、児童・生徒等を通じて感染源となりやすいことから、発生した患者が学校・保育施設等に通う児童・生徒等である場合、人口密度や生活圏域等を考慮しつつ、原則として、市区町村の

一部又は全域、場合によっては都道府県全域の学校・保育施設等の臨時休業を要請する。また、発生した患者が児童・生徒等以外である場合であっても、二次感染が生じ、さらに感染拡大のおそれがあるときは、同様に、学校・保育施設等の臨時休業を要請する。なお、臨時休業は、基本的には、発生段階が回復期に至るまでは継続することになるが、疫学的情報を踏まえ、各都道府県において1週間ごとに検討を行う。大学に対しては、休業も含め、できる限り感染が拡大しないための運営方法を工夫するよう要請する。

なお、従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について、事業者に対し、配慮を行うよう要請する。

(六) 事業者については、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。

四. 水際対策としての検疫・入国審査及び発生国における在外邦人に対する支援に引き続き取り組む。

五. ウィルスの病原性等の解析及びパンデミックワクチンの開発に取り組む。

六. 電気・ガス・水道、食料品・生活必需品等の事業者

に対し、供給体制の確認や事業継続に向けた注意喚起を行う。

七．必要に応じ、次の措置を講ずる。

- (一) 食料品・生活必需品等の購入に当たっての消費者の適切な行動を呼びかける。
- (二) 社会混乱に乗じた各種犯罪の取締り等治安の維持に当たる。

「確認事項」 Q & A

(問1) 今般の新型インフルエンザの特徴をどのように考えればよいか。

(答)

1. 今般の新型インフルエンザについては、専門家諮問委員会によれば、通常の季節性インフルエンザの症状に類似しており、これまで、メキシコ以外では数名の死亡が確認されるにとどまっている。
2. したがって、概して病原性は低く、抗インフルエンザウイルス薬（タミフル等ノイラミニダーゼ阻害剤）が効くため、早期に発見し、治療を受けることが重要である。
3. なお、現時点の国際的な知見によれば、通常の季節性インフルエンザと同様に感染力は高く、基礎疾患（慢性疾患）を有する者を中心に重症化した例が報告されていることから、注意を要する。

(問2) 「基本的対処方針」と「確認事項」とは、どのような関係にあるのか。

(答)

本日公表した「確認事項」は、国内での患者発生が確認されたことから、5月1日に新型インフルエンザ対策本部で決定した基本的対処方針を踏まえ、対策本部幹事会で、当面講ずべき措置の具体的な内容を決めたもの。

(問3) 従来の「新型インフルエンザ対策行動計画」や「新型インフルエンザ対策ガイドライン」と、現在、政府が公表している「基本的対処方針」や「確認事項」とは、どのような関係にあるのか。

(答)

1. 今般の新型インフルエンザについては、概して病原性は低く、現行の「新型インフルエンザ対策行動計画」及び「新型インフルエンザ対策ガイドライン」は幅を持たせた被害想定を行っているが、その中でも被害想定が高く設定されている強毒性となるであろう鳥インフルエンザ（H5N1）に由来する新型インフルエンザとは、健康被害の状況がかなり異なっていると認識している。
2. このため、行動計画及びガイドラインに示されたもののうち、今般の新型インフルエンザの特徴に応じて、必要と考えられる事項について、機動的かつ弾力的に実施していくこととしており、今回の事態に際し、政府対策本部で決定した「基本的対処方針」及び「確認事項」も、こうした認識を前提として策定したものである。

(問4) 「確認事項」では当面の措置とされているが、当面とは、いつまでか。

(答)

1. 「確認事項」は、新型インフルエンザの患者が国内で確認され、感染拡大のおそれが生じている時点において講すべき措置をまとめたものであり、「新型インフル

エンザ対策行動計画」で示した段階に当てはめれば、
「第2段階：国内発生早期」のこととなる。

2. 国内で感染拡大が進めば、さらに、状況に応じた対応を検討していくこととなる。

(問5) 症状は季節性インフルエンザと同じ程度という意見もあるが、国内での感染防止策については、学校の臨時休業など不必要に強い措置となっているのではないか。

(答)

1. 当面の措置として掲げている事項は、咳エチケットなど季節性のインフルエンザ対策と共通のものもあるが、今回の新型インフルエンザについては、専門家諮問委員会の意見によれば、

- ① 現時点では、基本的には国民に新型インフルエンザウイルスH1N1に対する免疫がないと考えるべきであり、かつ、それに対応するワクチンが存在しないこと
- ② 基礎疾患（慢性疾患）を有する者を中心に重症化する例が報告されていること
- ③ ウィルスの感染力やウィルスがもたらす病原性等について未解明な部分があること
- ④ 感染を繰り返すことにより、ウィルスが変異する可能性があること

等から、症状は季節性インフルエンザに類似するとしても、慎重に対応する必要があると考えられる。

2. このため、専門家諮問委員会の意見に基づき、国内

での感染防止策として、

- ① 積極的疫学調査の徹底
- ② 集会・スポーツ大会等の主催者に対する感染機会を減らすための工夫の要請
- ③ 学校・保育施設等の臨時休業の要請
- ④ 事業者に対する事業運営における感染機会を減らすための工夫の検討の要請

等の措置を講ずることとしたものである。

3. 事業者等に講じていただく措置については、関係者に一律に強制するものではなく、それぞれの実情に応じて柔軟に取り組んでいただければよいと考えている。

(問6) 「確認事項」の「三.」における「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の具体的範囲如何。

(答)

- 1. 積極的疫学調査により、患者や濃厚接触者が活動したことが判明した地域等を包含する区域(市区町村等)である。しかしながら、それらの者の行動や2次接触者を完全に追うことは困難であることから、国民や事業者への呼びかけや要請については、実際の状況を踏まえ、広めの地域(都道府県、関東全域等)で行うこととも考えられる。
- 2. この「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の範囲については、都道府県又は厚生労働省から、発表する予定である。

(問7) 外出に当たり、必ずマスクを着用する必要があるのか。

(答)

1. マスクは、咳やくしゃみによる飛沫及びそれに含まれるウイルス等病原体の飛散を防ぐという効果が高いものであり、混み合った場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分で閉鎖的な場所に入るときに着用することが勧められる。
2. 屋外などでは、相当混み合っていない限りあえてマスクを着用する必要はない。また、施設や乗り物についても空いていれば、マスクを着用する必要はない。
(目安としては対面する人と人の距離が1～2メートル)
3. ただし、外出に当たっては、マスクをいつでも着用できるよう、準備しておくことが望ましい。

(問8) 公共交通機関におけるマスク着用については、どのように考えればよいのか。

(答)

例えば、「患者や濃厚接触者が活動した地域」内に停車する電車については、混み合った車内でのマスク着用を呼びかけることになる。一番重要なことは、発熱、くしゃみ、咳などを有する方には早めにマスクをつけていただくことである

(問9) 誰が国民や事業者に対し、呼びかけや要請を行うのか。

(答)

1. 全体として、内閣官房や厚生労働省から、広報や通知等により、国民に対する呼びかけ、自治体や関係団体への周知を行うとともに、これに加えて、関係省庁からも自治体関係部局や関係団体に周知することになる。
2. 周知については、1. のとおり複数のルートで行うこととなるが、個々の項目における関係機関間の役割分担については、次のとおりである。
 - ① 人混みを避けることや咳エチケット等の呼びかけについては、厚生労働省や自治体が行う。
 - ② 事業者や学校の時差通勤・通学等については、関係省庁や自治体から関係団体や学校等に要請する。
 - ③ 集会・スポーツ大会等については、自治体から要請する。
 - ④ 学校・保育施設等の臨時休業については、都道府県（都道府県の新型インフルエンザ対策本部、保健衛生部局等）が要請する。
 - ⑤ 事業者の事業運営の工夫については、関係省庁が関係団体に要請する。
 - ⑥ 従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務への配慮については、厚生労働省や自治体が事業者団体に要請する。

(問10) 患者の第1例目が出た場合、この確認事項については、どのような方法で市町村に伝達されるのか。

(答)

厚生労働省は速やかに都道府県、保健所設置市、特別区に伝達する予定であり、その他の市町村については都道府県を通じ伝達いただくこととしている。

(問11) 集会やスポーツ大会は、中止しなければならないのか。

(答)

集会やスポーツ大会については、一律の自粛要請は行わないが、感染の広がりを考慮して開催を決定するとともに、病み上がりや体調不良気味、発熱症状のある方は参加や観戦を遠慮してもらうよう徹底して呼びかける。屋外においては、人と人が近い距離で接触しない（目安として対面距離1～2メートル）ようにするなど、運営方法を検討していただきたい。

(問12) 米国では、学校閉鎖（臨時休業）は行っていないのに、どうして我が国で行うのか

(答)

季節性インフルエンザについても、米国では、通常、学校閉鎖は行わないが、今般の新型インフルエンザ対策では学校閉鎖を行った事例もあり、また一旦休校を解除した後、患者発生状況から再び学校閉鎖を行った地区も

ある。我が国では、従来から、季節性インフルエンザでも日常的に学校閉鎖（臨時休業）等を行っており、新型インフルエンザについても、このような事情を勘案する必要がある。

(問13) 学校の中では、どうして大学だけ取扱いが異なるのか。

(答)

大学については、多数の児童・生徒が長時間1つの部屋で隣り合って授業を行う小・中・高校と授業形態がかなり異なること、また、複数のキャンパスがある場合があるなど、各大学によって状況が異なることから、一律の取扱いとせず、各大学に対し、休業も含め、できる限り感染が拡大しないための運営方法を工夫するよう要請することとしている。

(問14) 学校・保育施設の臨時休業は、地域の学校等の全てを対象にする必要があるのか。特定の学校等の臨時休業や学級閉鎖では足りないのか。

(答)

1. 学校・保育施設については、専門家諮問委員会の意見を踏まえ、人口密度、通学圏、生活圏域等を考慮しつつ、原則として、市区町村の一部又は全域、場合によつては都道府県全域で臨時休業を要請することとしている。
2. 学校等は、児童・生徒を通じ地域の主たる感染源となりうること、ウイルスの特徴にまだ不明な点がある

ため慎重に対応する必要があることから、特定の学校等や学級の閉鎖にとどまらず、原則として、一定の地域単位で休業を要請することとしている。

3. しかし、学校間の距離が離れている場合など地理的条件が整えば、特定の学校のみの臨時休業で感染拡大を防止できることもありうることから、地域の実情に応じ、弾力的に判断していただきたい。

(問15) 県境の市町村で感染が確認された場合、隣接する都道府県にはどのような方法で情報提供されるのか。

(答)

感染が確認された場所の最寄りの保健所を管轄する都道府県、市又は特別区が公表するとともに、厚生労働省から全国の都道府県に対して情報提供を行うこととしている。

(問16) 臨時休業の対象となる学校・保育施設等の「等」にはどのような施設が含まれるのか。

(答)

高齢者の短期入所生活介護、通所介護、障害児又は障害者の短期入所、就労移行支援等の日中活動を行う障害福祉サービス事業所、通所施設（通所授産施設、知的障害児通園施設等）の他、児童館や放課後児童クラブなどが含まれる。

※ 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）はその事業全てを臨時休業の対象とするわけではないが、提供するサービスのうち、短

期入所・通所に相当するサービスについては自粛を要請することとなる。

(問17) 保育施設等の臨時休業は、都道府県が要請するとしているが、どのように行うのか。

(答)

1. 保育サービスの場合、臨時休業の要請は、都道府県の新型インフルエンザ対策本部等が保育担当部局と連携し、患者や濃厚接触者が活動した地域等に含まれる市町村と相談した上で都道府県が市町村に対して行い、当該市町村が保育サービスの提供主体に対し、要請を行う。
2. これらの保育サービス以外の社会福祉施設等（短期入所・通所介護等を行う事業所に限る。）に対する臨時休業の要請は、都道府県の新型インフルエンザ対策本部等が社会福祉施設等の担当部局と連携し、患者や濃厚接触者が活動した地域等に含まれる市町村と相談した上で都道府県が行うことを中心とし、社会福祉施設等への要請は、都道府県から直接、あるいは市町村の協力を得て市町村経由で行うこととなる。

(問18) 保育施設が臨時休業になり、子どもを預かれなくなる場合、共働き家庭はどうすればよいのか。また、短期入所・通所介護等を行う事業所が臨時休業になり、高齢者が利用できなくなる場合、当該高齢者を介護しなければならない家族は勤務をどうすればよいのか。

(答)

事業主には、育児や介護のために休まざるを得なくなつた従業員について、休暇取得や短時間勤務、在宅勤務等を認めるなど配慮していただきたいと考えており、厚生労働省や自治体から事業者団体に対し、その旨を要請することとしている。

(問19) 保育施設や高齢者の短期入所・通所介護等を行う事業所が臨時休業になった場合、保育サービスや介護サービスを確保するための方策を考えているか。また、その対象者如何。

(答)

1. 臨時休業を行うとした場合にも、医療関係業務に従事する保護者等で保育サービスの利用が必要となる場合には、保育サービス提供主体の中から分散して小規模で実施したり、現に勤務している保育士の自宅での臨時的な一時預かりなど既存の保育サービス資源を活用した対応について、厚生労働省から都道府県を通じて市町村に対し、配慮要請を行うこととしている。
2. 高齢者の短期入所生活介護、通所介護等については、居宅介護支援事業者、訪問介護事業者等と連携の上、利用者の必要に応じ、可能な限り、訪問介護事業者等が代替サービスを提供することによって、必要な介護サービスを確保するよう厚生労働省や自治体から事業者に対し、要請を行うこととしている。
3. なお、訪問介護サービス等については、当該地域に

おいても、手洗いやうがい、マスクの着用等、感染防止策を徹底して、通常通りサービスを提供することとしている。

(問20) 保育施設については、臨時休業になった場合に従業員の勤務に配慮するよう要請するとされているが、学校の場合は要請しないのか。

(答)

1. 従来から、学校が臨時休業となった場合、当該学校に児童・生徒を通わせている従業員に配慮するよう、事業主に要請を行うことはしていない。
2. しかし、保育施設については、
 - ① 学校と異なり、就学前の乳幼児についての保育を行う場所であること
 - ② 夏休み等がある学校と異なり、本来、その性格上、休業は想定されていないことなどから、改めて事業主に要請することが必要と考えられる。

(問21) 事業主については、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する等とされているが、従業員向けの対策として、具体的にはどのようなことが考えられるか。

(答)

1. 各事業主においては、従業員の健康管理を徹底するとともに、例えば、発熱症状のある者については、発熱相談センターへの相談、自宅待機等を実施するなど

の対応を検討していただくことが必要と考えられる。

2. また、ラッシュ時の公共交通機関の利用を避けるための時差通勤、自転車通勤等を検討していただくことが必要と考えられる。
3. それぞれの事業主において、地域の感染状況を注視するとともに、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」の「基本的な新型インフルエンザ対策」を参考に、例えば、手洗い、咳エチケット、職場の清掃・消毒の措置について、検討していただく必要がある。

(注) 「事業者・職場における新型インフルエンザガイドライン」 P.114 に記載する感染防止策の例において、

- ・業務の絞込み（不要不急の業務の一時停止）
- ・患者の入場防止のための検温
- ・訪問者の氏名、住所の把握

といった措置までは、検討する必要はないと考えている。

(問22) 事業主については、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請するとされているが、利用客への対策として、具体的にはどのようなことが考えられるか。

(答)

1. 特に娯楽施設や飲食店などの集客施設については、利用者間で感染が生じないようにするための工夫を検討する必要があり、例えば、
 - ① 病み上がりの方、体調不良気味の方、発熱症状の

ある方には利用を遠慮していただくこと

- ② 利用客が多くない場合に利用客間の席を離すこと
 - ③ 利用客が施設内で発症した場合に備えること
- などが考えられる。

2. それぞれの事業主において、地域の感染状況を注視するとともに、業態や施設の特徴に応じた工夫を検討していただく必要がある。

(問23) 水際対策は、いつまで続けるのか。

(答)

- 1. 水際対策の目的は、ウイルスの国内侵入を可能な限り遅らせ、その間に医療体制の整備など国内対策の準備を進めるための時間を稼ぐことにある。
- 2. 国内で患者が発生した時点で、直ちに水際対策を止めるわけではないが、国内での感染拡大に応じて順次縮小し、国内対策に重点を移していくことになる。

(問24) 国では、各省庁の事業や職員について、どのような措置を講ずるのか。

(答)

国においては、職場における感染や事業を通じた感染を防止するため、各省庁において、例えば、次の工夫を行うこととしている。

- 全職員に対し、外出に当たっては、人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、混み合った場所でのマスク着用、咳エチケットの徹底、うがい等を呼びかける。
- 通勤途上の感染機会を減らすため、時差通勤等の方

策を検討する。

- 自転車等による通勤のための駐輪場の確保を検討する
- 職員の健康管理を徹底する
- 健康上具合の悪い職員は、早めに休むよう呼びかける
- 職員に対し、発熱症状のある場合には発熱相談センターに相談した上、その結果を職場に連絡させ、自宅待機等を命ずることを検討する
- 職場における咳エチケットを徹底する
- 職場の清掃・消毒を徹底する
- 各省庁が主催する集会、スポーツ大会等については、当該集会等の必要性の再検討や感染機会を減らすための工夫の検討を行う
- 職員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になつた場合の、当該職員の勤務のあり方に配慮する

○新型インフルエンザ対策行動計画（抜粋）

（新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議 平成21年2月改定）

（第二段階 国内発生早期）

〔国内での感染拡大防止〕

予防・まん延防止

- ・ 都道府県等又は業界団体等に対し、発生地域の住民や関係者に対して次の要請を行うよう依頼し、又は直接要請を行う。
 - 学校、通所施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう要請する。（厚生労働省、文部科学省）

○新型インフルエンザ対策ガイドライン（抜粋）

（新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議 平成21年2月17日）

「感染拡大防止に関するガイドライン」（抜粋）

第3章 各段階における対策

1. 第二段階における感染拡大防止対策

3) 地域対策及び職場対策

（学校等）

- ・ 都道府県は、管内で新型インフルエンザが発生して、感染症法第15条の規定に基づく積極的疫学調査を実施した結果、必要があると認めた場合、学校等の設置者に対し、臨時休業を要請する。
- ・ 学校等の設置者は、都道府県の要請を踏まえ、臨時休業の開始と終了を判断し、実行する。学校等の臨時休業が実施された場合、都道府県教育委員会等は、速やかに文部科学省等へ報告し、同省等から全国の都道府県教育委員会等に周知する。
- ・ 臨時休業の開始時期及び終了時期の基本的考え方は、次に掲げるとおりであるが、地域の実情に応じて、判断されるものとする。

[開始時期]

原則として、都道府県において第1例目の患者が確認された時点とする（ただし、管内での感染拡大が否定される場合を除く。）。なお、都道府県は、生活圏や通勤、通学の状況等を勘案して、市区町村単位で臨時休業の開始時期の要請の判断を行うこともあり得る。

また、患者が確認されていない都道府県においても、近隣の都道府県において学校等の臨時休業が実施された場合は、生活圏や通勤、通学の状況等を踏まえ、学校等の臨時休業について検討し、必要であれば要請する。

学校等の設置者は、都道府県の要請を踏まえ、臨時休業の開始について判断し、実行する。

[終了時期]

都道府県は、原則として、積極的疫学調査の結果等をもとに、回復期になった時点から概ね7日ごとに厚生労働省等と協議して、臨時休業の解除時期を検討し、必要であれば要請する。

学校等の設置者は、都道府県の要請を踏まえ、臨時休業の終了について判断し、実行する。

○新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画（抜粋）

（文部科学省新型インフルエンザ対策本部 平成21年2月26日改定）

第二段階 国内発生早期

（4）教育委員会、附属学校を置く国立大学法人及び私立学校担当の知事部局への要請

○教育委員会、附属学校を置く国立大学法人及び私立学校担当の知事部局に対して、（3）の要請のほか、次のような対応を要請

①文部科学省等及び地方公共団体の保健部局等からの臨時休業等の情報提供や要請に速やかに対応できるよう、教育委員会、附属学校を置く国立大学法人、私立学校担当の知事部局及び担当者と学校等との連絡網等について確認すること。なお、各学校においても、臨時休業等の情報提供や要請に迅速に対応できるよう各家庭との連絡網を確認するよう指導すること。また、都道府県等からの入学試験の延期等の要請に迅速に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問合せ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築及び第三段階（回復期）以降の受験機会の確保措置の実施方法等について十分な確認を行うこと。

②文部科学省等から示される情報や、新型インフルエンザの発生状況や効果的な予防方法等を踏まえつつ、新型インフルエンザについての情報を児童生徒、その保護者、教職員、所管施設等に迅速かつ確実に周知すること。また、新型インフルエンザ関連の報道も頻繁に行われることが想定されるため、パニックを引き起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導を徹底すること。

③予防のためには、人混みを避けるとともに症状のある人に近寄らないことや、外出時にはマスクを使用すること、うがいと手洗いを励行することが重要である。また症状のある人は「咳エチケット（注）」を励行することが求められる。これらの衛生習慣が徹底されるよう指導すること。

④保護者に対して、その児童生徒等及び家族の健康状態に特に注意し、異変が見られる場合には、保健所等に相談するよう指導すること。

⑤児童生徒や教職員等に新型インフルエンザ患者が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき、入院措置等が講じられることから、厚生労働大臣及び都道府県知事の要請に対して速やかに協力すること。

⑥学校において、児童生徒や教職員等に新型インフルエンザ患者が発生したことがわかった場合には、当該学校の設置者は、ただちに発生した地域の都道府県保健部局等に相談するとともに、文部科学省及び都道府県等から発表される情報を踏まえ、臨時休業等及び入学試験の延期等の措置が適切に講じられるようにすること。

⑦都道府県において第1例目の患者が確認されるなどにより、都道府県保健部局等から学校の臨時休業の要請があった場合、学校の設置者は、必要に応じて要請を行った都道府県保健部局等と相談しつつ、臨時休業の開始時期及び対象校や入学試験の延期等を検討し、これらの措置が適切に講じられるようにすること。

⑧学校が臨時休業及び入学試験の延期等の措置を行った際には、学校の設置者は、都道府県教育委員会、都道府県私立学校担当部局等にその旨を報告することとし、都道府県教育委員会及び都道府県私立学校担当部局は、文部科学

省に報告すること（表1参照）。文部科学省は、都道府県教育委員会等からの報告を取りまとめた上で、全国の都道府県に周知すること。

- ⑨学校が臨時休業や入学試験の延期等の措置を行う必要がある状況にもかかわらず、臨時休業や入学試験の延期等の措置が講じられていない場合、文部科学省が厚生労働省等からの情報等に基づき、当該都道府県教育委員会、附属学校を置く国立大学法人又は私立学校担当の知事部局に対し、臨時休業や入学試験の延期等の要請を行うことがありうること（表1参照）。
- ⑩学校の臨時休業等の措置等を講じるに当たっては、患者等やその家族及び接觸者に対する差別が起こらないよう十分留意すること。
- ⑪患者発生国・周辺地域への修学旅行等については、新型インフルエンザの関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討するよう学校に指導すること。
- ⑫患者発生国・周辺地域への海外旅行、留学等については、新型インフルエンザの関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討するよう学校から保護者や児童生徒等に周知すること。
- ⑬海外に留学中の生徒や、海外修学旅行中の児童生徒及び引率教員に対して、在籍中の学校から以下の情報を伝えること。
 - ・新型インフルエンザの症状、感染経路等
 - ・効果的な予防方法（人混みの多い場所に行かない、うがい・手洗いの徹底等）
 - ・症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
 - ・発生状況

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）（抜粋）

（出席停止）

第19条 校長は、感染症にかかつており、かかつている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

（臨時休業）

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。